

開催日:平成24年6月27日

会議名:平成24年第3回定例会(第3日 6月27日)

■ 障がい者虐待防止法による『障がい者虐待防止センター』について

橋本紀子議員

民主・元気ネット橋本紀子でございます。

私のほうからは、障害者虐待防止法による障がい者虐待防止センターにかかわってご質問をさせていただきます。

2000年に介護保険、2003年に支援費制度が始まり、高齢者や障がい者福祉は措置から契約制度へと変わり、福祉サービスを提供する側と受ける側が対等な立場で契約することになったことから、自己決定、自己選択が求められる中で、知的障がいや認知症があって判断能力にハンディのある人々をどう守るのか。家族や地域社会が大きく変わる中で、高齢者や障がい者の権利擁護が社会問題となりました。

一方、子どもに対する虐待については、特別な家庭事情という一般的な認識の中、相次ぐ児童虐待により幼い命が奪われる事件をキャンペーン報道したメディアの影響もあり、特別な家庭事情ではなく、児童虐待は、いつでも、どこでも、どの家にでも、ストレスや経済的理由などから起こり得る問題であることが認知され始め、2000年に児童虐待防止法が、また、2005年に高齢者虐待防止法が成立しました。そして、障がい者の虐待防止法だけが置き去りにされてきました。

児童虐待の舞台は家庭であり、高齢者虐待は家庭と施設、これに対し、障がい者虐待は家庭、施設、職場、学校、病院などがあり、年代的にも幅広く、現場が多いにもかかわらず後回しにされてきた感があります。

このような背景の中で、2011年(平成23年)6月に、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律が衆議院、参議院において全会一致で可決されました。この法律の目的は、障がい者の虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを行うとされています。この法律は10月1日に施行されますが、それまでに地方公共団体は円滑な施行に向け準備に取り組む必要があります。

そこで、1問目ですが、法の概要と市町村の役割について。

2つ目に、これまで高槻市では障がい児者にかかわる虐待の事例、その対応はどのようにされていたのかをお伺いしたいと思います。

以上が1問目です。

〔健康福祉部長（西岡博史）登壇〕

健康福祉部長（西岡博史）

橋本議員の、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律についての数点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の、当該法律、いわゆる障害者虐待防止法の概要についてですが、障がい者に対する虐待は、その尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって、障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要であることにかんがみ、障害者虐待防止法では、養護者、障害者福祉施設従事者等、または使用者の当事者に対する身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、介護・世話の放棄・放任、経済的虐待などの虐待を禁止するとともに、何人も障がい者に対し虐待をしてはならないとする旨を定めております。さらに、障がい者を虐待という権利侵害から守り、安定した生活を送られるよう国、地方公共団体等の責務として障がい者への虐待の予防、及び早期発見、その他の障がい者虐待の防止、虐待を受けた障がい者への迅速かつ適切な保護、及びその事実に向けた支援、並びに適切な養護者に対する支援を行うための支援体制等の整備を義務づけるとともに、都道府県には障がい者権利擁護センターの設置と、市町村においては障がい者虐待対応の窓口として、障がい者虐待防止センターを設置し、虐待相談及び通報に対し迅速かつ適切な支援を行うことを義務づけております。

市町村の役割についてですが、市町村の役割は、当該法律に基づき10月に障がい者虐待防止センターを設置し、養護者、障がい者、施設従事者、または使用者の障がい者への虐待に関する相談、通報や届け出、及び虐待を受けた障がい者の保護等について、迅速かつ適切に対応するとともに、関係機関との支援協力体制の整備、及び制度の周知を行うことにより、障がい者を虐待という権利侵害から守り、障がい者が尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう支援することと定められております。

ご質問の2点目の、これまでの本市におきます通報及び事例と、その対応についてですが、施設や福祉サービス事業所の関係者からの虐待の場合には、大阪府と連携を図りながら当該障がい者や関係者から事実確認を行い、不適切な対応などが確認された場合には事業者指導を実施し、対応や状況を改善するよう指導を行ってまいりました。また、養護者からの虐待の場合は、事実確認の後、緊急対応としてショートステイの利用調整を行い、養護者との分離を図っております。その後、家庭へ戻られるか検討いたしましたが、本事例に関しましては再度の虐待の可能性が高いと判断し、施設への入所対応を行い、当該障がい者の安全確保に努めてまいりました。

このほか通常の相談におきましても、虐待の状態が危惧される事例や困難な家庭状況から、結果的に十分な養護ができていない事例を発見した場合には、関係者と協議連携を図りながら事実確認を行い、当事者との信頼関係に配慮しながら成年後見制度などの支援制度を活用し、当事者が安定した生活を送れるようになるまで継続的な支援を実施してまい

りました。

以上でございます。

橋本紀子議員

これまで実際にあった障がい者へのさまざまな虐待の実態というのは、個人情報のことでもあって具体の事例が細かく紹介されませんでしたけれども、実態の共有を関係機関で行っていただきたいと思います。

全国的な事例では、極めて悪質な犯罪が行われた事件がありました。公的な福祉助成を受けた工場で、従業員の障がい者に対し常態化していた暴力や性的虐待の事件でした。事件には至らなくても障がい者が受ける虐待の中には、障がい者の財産を不当に処分したり、障がい者から不当に財産上の利益を得るといった経済的虐待もございます。

そこで、市全体として障害者虐待防止法の概要を把握し、市町村の役割が重要であって、その役割を果たすために市町村障がい者虐待防止センターがポイントになることを全体で共有することが必要だと思います。法律では10月までに虐待防止センターを設置しなければならないとされていますが、そのセンターの開設に向けて質問をいたします。

1つは、防止センターの役割、そのあり方について。

2つは、虐待通報受信時の初動態勢、休日や夜間対応の確保、虐待防止のネットワークの構築について、また対象年齢による対応について、また虐待の発生では学校、病院、幼稚園、保育所が多く報告されていますが、学校は本法の適用範囲になっておらず、虐待があった場合でも学校教育法での対応とされています。そのようなことから各団体との連携が不可欠と思いますが、その連携について。

3つ目は、法の趣旨を踏まえた相談体制と人材育成について。

4つ目は、緊急時の一時保護事業所は、また市町村間の利用調整はどうなるのか。

5つ目は、法に関する広報、周知について、どのように考えておられるのか。

以上、5点についてお伺いさせていただきます。

健康福祉部長（西岡博史）

橋本議員の、2問目の数点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の、本年10月設置予定の障がい者虐待防止センターの役割についてのお尋ねですが、当該虐待防止センターには専門知識や技術を有する職員を配置して、次のような役割を担ってまいります。

まず、1つ目として、障がい者虐待の通報や届け出の受理を行い、速やかに当該障がい者の安全の確認、及びその他の事実確認をするとともに、対応に関する判断を協議し、必要に応じて当該障がい者の一時保護や事実確認のための立入調査などの措置を講ずること。

次に、2つ目としまして、初動対応の後も当該障がい者が主体的に地域で自立した生活

を円滑に営むことができるよう指導、助言などの支援をするとともに、養護者への支援を行うこと。

最後に、3つ目といたしまして、障がい者虐待の防止、及び養護者に対する支援に関する広報や啓発を行うこととなっております。

次に、2点目の、虐待通報受信時の初動態勢、支援ネットワーク、及び虐待対象範囲についてですが、虐待通報受信時の初動態勢につきましては、現在大阪府が立案中であります大阪版障がい者虐待の防止と対応マニュアルのワーキングチームに参画し、夜間及び休日を含んだ初動対応体制の検討、協議を行っており、今後、本指針に基づき体制を整備していくとともに、支援ネットワークにつきましては、国のマニュアル及び高齢者虐待及び児童虐待の支援体制を参考に構築していく予定でございます。

また、虐待対象範囲につきましては、障がい者虐待の発生場所において、法別、年齢別で整理されておりますので、養護者による虐待者の年齢が18歳未満の場合については児童虐待防止法で、18歳以上65歳未満の場合については障害者虐待防止法で、65歳以上の場合は障害者虐待防止法及び高齢者虐待防止法で対応、支援するとともに、そのほか使用者による虐待や施設など、発生場所により法別に対象範囲が定められております。

このように障がい者の年齢等によりまして、虐待に関する対応支援法が異なっておりますが、障がい児者の虐待防止等の対応支援につきましては、支援法の枠にとらわれることなく、関係部署等が連携し、支援することが非常に重要と認識しておりますので、今後一層の連携強化を図ってまいります。

3点目の、相談体制と人材育成についてですが、相談体制については、現在参画中の大阪府のワーキングチーム会議にて検討協議を行っており、今後、本会議の方針に基づき相談体制を整備していくとともに、府主催の虐待防止の対応研修会に担当予定職員を派遣し、虐待防止の対応知識、及び技術の習得に努めてまいります。

4点目の、緊急時の一時保護の支援体制についてですが、緊急時の一時保護の支援体制につきましては、障がい者の虐待への迅速な対応を行うため、事前に障がい者支援施設等に依頼し、居室の確保を行うとともに、緊急一時保護を要する虐待が発生した場合に、虐待を受けた障がい者の安全の確保を図るべき支援体制の構築を図ってまいります。

なお、一時保護の居室の確保につきましては、広域での利用調整が課題であり、今後、大阪府や近隣市と検討協議が必要と考えております。

最後に、5点目の、法に関する広報、周知につきましては、本年2月に市内障がい福祉サービス事業者向け研修会を実施し、3月には市民への周知を図るため街頭キャンペーンを実施いたしました。引き続き、当該法律の周知を図っていくため、市バス車内へのポスターの掲載と民間企業へのチラシ配布、及び広報紙への掲載を行ってまいります。

以上でございます。

橋本紀子議員

3問目は、要望とさせていただきます。

防止センターは、直営で行われるということです。現行の障がい福祉課の枠内で、とりあえず看板をかけるということになりますが、法の趣旨と業務の性格上、当然のことですが、24時間365日の体制の構築や専門性の確保など、検討すべき課題は多いと思います。実態をしっかりと検証し、法の趣旨を生かせるように対応していただきたいと思います。

障害者虐待防止法においては、市町村に障がい者の福祉または権利の擁護に関し、専門的知識または経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保することを求めています。体制の整備と人材育成に向けて早急な検討を求めます。

また、初動態勢ですが、24時間対応である以上、夜間・休日はどうのような体制で臨むのか。また、すぐに対応が必要かどうかを初め、判断決定するためには管理職の決裁が求められますが、その体制はどうするのか。特に、事件発生以来、何時間以内の対応になるのか。今、大阪府で検討中ということですが、かなめの課題というふうに思います。

最後に、供述弱者への聞き取りの基本について提言したいと思います。

理解力や表現力に限界がある方への対応については、被暗示性への配慮が求められます。例えば、繰り返し証言することによってトラウマを受けることがないように、国連勧告にもあるように司法面接を取り入れることが求められています。その開発と訓練も人材育成の課題です。ようやく法整備される障害者虐待防止法の趣旨を尊重し、適切な体制整備を図っていただくことを要望し、質問を終わります。